

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※旧病院会計準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

別紙⑦

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
			居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
			地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		(保険等査定減)		
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
措置費収入	事務費収入 事業費収入		運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	
			私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入		就労支援事業収入	〇〇事業収入	
		障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入	
	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入		障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入居障害児食費等給付費収入	
	特定障害者特別給付費収入 特定入居障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入		特定費用収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		生活保護事業収入	(保険等査定減)	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	〇〇事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
〇〇事業収入	〇〇事業収入	医療事業収入	入院診療収入 歯科診療収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入  その他の医療事業収入  (保険等査定額) 〇〇事業収入 その他の事業収入	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入  補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入	介護保険事業収入等に係る補助金事業収入等は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上
借入金利息補助金収入 富附金収入 受取利息配当金収入	借入金利息補助金収入 富附金収入 受取利息配当金収入	〇〇事業収入	〇〇収入 借入金利息補助金収入 経常経費省附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
雑収入	雑収入	〇〇収入	〇〇収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入	流動資産評価益等による 資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理
事業費支出	給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	事業費支出	退職給付支出 法定福利費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出		派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順序だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順序に合わせている
事務費支出	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費 〇〇費 雑費	事務費支出	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順序だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順序に合わせている 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
借入金利息支出	借入金利息支出	就労支援事業支出	就労支援事業販売支出 就労支援事業販売管費支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	投産事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出	利用者等外給食費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	経常支出計(2) 経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	流動資産評価損等による 資金減少額	有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動支出計(2) 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			
<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金による償還補助金収入		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金による償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	施設整備等収入計(4)	その他の施設整備等による収入	〇〇収入		
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出  建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出		設備資金借入金元金償還 支出 固定資産取得支出  土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出  公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出		固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債 務の返済支出 その他の施設整備等による 支出 ○○支出			会計基準ではその他の活動による収支の部の 支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支 出」として計上
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)-(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)-(4)-(5)			
<財務活動による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
借入金収入  その他の収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	設備資金借入金収入  長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 ○○積立預金取崩収入	長期運営資金借入金元金 償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入  退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入  事業区分間長期借入金収 入 拠点区分間長期借入金収 入 事業区分間長期貸付金回 収収入 拠点区分間長期貸付金回 収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収 入 その他の活動による収入 ○○収入			会計基準の区分方法に沿って変更
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出	長期運営資金借入金元金償還金支出  投資有価証券取得支出 ○○積立預金積立支出	長期運営資金借入金元金 償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出  退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出  事業区分間長期貸付金支 出 拠点区分間長期貸付金支 出 事業区分間長期借入金返 済支出 拠点区分間長期借入金返 済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支 出 その他の活動による支出 ○○支出			会計基準の区分方法に沿って変更
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)-(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)-(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)-(3)-(6)-(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)-(3)-(6)-(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※旧病院会計準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分		小区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支>		<事業活動による収支>			
【収入】		【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入	利用者等利用料収入	利用者等利用料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般)	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
その他の事業収入	その他の利用料収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入	その他の事業収入	その他の事業収入	その他の利用料収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上
			運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入		
		〇〇収入	〇〇収入		
借入金利息補助金収入 去付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	補助金収入 受入研修費収入 職員等給食費収入	借入金利息補助金収入 経常経費着附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	借入金利息補助金収入 経常経費着附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入		
雑収入		雑収入	雑収入		
		流動資産評価差等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価差 為替差益		
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	科目区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞		＜事業活動による収支＞			
【支出】		【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員手当 非常勤職員給与	人件費支出	役員報酬支出 職員俸給支出 職員給与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出		会計基準では職員給付支出と職員給与支出に分けて整理
経費支出 (直接介護支出)	退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費	事業費支出	退職給付支出 法定福利費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・検査等材料費支出 保健衛生費支出 医務費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 水電光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 視聴支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上
(一般管理支出)	被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 充熱水費 燃料費 消耗器具備品費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 委託費支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	弁焚費 車輦費		〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費		利用者等外給食費支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費		雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	保険料 賃借料		流動資産評価損等による資金減少額		有価証券売却損 買戻し評価損
	租税公課 保守料 渉外費 諸会費				有価証券評価損 〇〇評価損
	雑費				
利用者負担軽減額 借入金利息支出 事業外支出	職員等給食費 その他の事業活動外支出				
雑支出					
徴収不能額					
	経常支出計(2)		事業活動支出計(2)		
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	科目区分		
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 施設整備等収入計(4)		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 その他の施設整備等による収入 ○○収入 施設整備等収入計(4)				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 固定資産除却・廃棄支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		<b>&lt;施設整備等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 他会計区分長期借入金収入 他会計区分長期貸付金回収収入 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 財務収入計(7)		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【収入】</b> 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入 その他の活動収入計(7)				会計基準の区分方法に沿って変更
<b>&lt;財務活動等による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分長期貸付金支出 他会計区分長期借入金償還支出 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出 設備資金借入金元金償還支出 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 子細計(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		<b>&lt;その他の活動による収支&gt;</b> <b>【支出】</b> 長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出 その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 子細計支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				会計基準の区分方法に沿って変更
前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)		前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)				

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【旧病院会計準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	科目区分	中区分	大区分	科目区分	中区分	
【医業収益】			<サービス活動増減の部> 【収益】			
入院料収益 入院診療収益 入院診療収益 外来診療収益 保険予防活動収益 受託検査・施設利用収益 医療相談収益			介護保険事業収益 施設介護料収益 居宅介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担収益) 地域密着型介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担収益) 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益 その他の事業収益 (保険等査定額)	施設介護料収益 介護報酬収益 利用者負担収益(公費) 利用者負担収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担収益(公費) 介護負担収益(一般) 介護予防負担収益(公費) 介護予防負担収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担収益(公費) 介護負担収益(一般) 介護予防負担収益(公費) 介護予防負担収益(一般) 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益 補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護報酬収益 利用者負担収益(公費) 利用者負担収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担収益(公費) 介護負担収益(一般) 介護予防負担収益(公費) 介護予防負担収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担収益(公費) 介護負担収益(一般) 介護予防負担収益(公費) 介護予防負担収益(一般) 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益 補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
その他の医業収益 (保険等査定額)			医療事業収益 入院診療収益 入院診療収益 外来診療収益 保険予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益 その他の医療事業収益 (保険等査定額)	入院診療収益 入院診療収益 外来診療収益 保険予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益 訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益 補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益		
			〇〇事業収益 〇〇収益 経常経費等閉鎖収益 その他の収益	〇〇事業収益 〇〇事業収益 その他の事業収益 〇〇収益	〇〇事業収益 〇〇事業収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			サービス活動収益計(1)			
【医業費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
役員報酬 給与費	役員報酬 常勤職員給与 非常勤職員給与	医師給 看護助給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与	職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与	他の会計の基準の内容を踏まえて職員給料と別に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
材料費	退職給与引当金繰入 法定福利費 給食用材料費 医薬品費 診療材料費 医療器具備品費	医師給 看護助給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給	事業費	派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・検査等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 印刷給費 保育材料費 本人支給金費 水道光熱費	派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・検査等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 印刷給費 保育材料費 本人支給金費 水道光熱費	退職給付会計の引入により変更 会計基準では「給食費」に変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加



旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧病院会計準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	科目区分	中区分	大区分	科目区分	中区分	
雑費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費 光熱水費 修繕費 通信費 会議費 保険料 賃借料 租税公課 交際費 諸会費 雑費 車両費 徴収不能損失 研究材料費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		事務費	燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育振替費 記録支度費 葬祭費 車輦費 雑費 〇〇費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費 印刷費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費	福利厚生費	消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では「事務消耗器具費」に統合して計上  会計基準では「水道光熱費」へ変更  賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上  会計基準では「渉外費」へ変更
研究研修費	雑費 車両費 徴収不能損失 研究材料費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費	研修研究費		
委託費				業務委託費		
減価償却費	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶減価償却費 その他の器械備品減価償却費 放射線同位体未減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費					
本部費	本部費					「拠点区分間繰入金費用」等へ計上
医業利益（又は医業損失）			国庫補助金等特別積立金の取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入額 その他の費用			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			サービス活動増減差額(3)-(1)-(2)			
【医業外収益】			<サービス活動外増減の部> 【収益】			
受取利息配当金			借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益			会計基準では「受取利息配当金収益」へ変更
有価証券売却益			有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加  他の会計の基準の内容を踏まえ追加
患者外給食収益 その他の医業外収益			受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益			他の会計の基準の内容を踏まえ、追加、変更
			サービス活動外収益計(4)			為替差損
【医業外費用】			<サービス活動外増減の部> 【費用】			
支払利息			支払利息			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
有価証券売却損			有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
患者外給食食用材料費 その他の医業外費用			利用者外給食食用材料費 雑損失			会計基準のサービス活動費用の「利用者負担軽減額」に計上 雑損失に計上
診療費減免額 貸倒損失 雑損失						
経常利益（又は経常損失）			サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
			経常増減額(7)=(3)+(6)			

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧病院会計準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分		中区分	大区分	中区分	小区分	
【特別利益】			<特別増減の部> 【収益】			
補助金・負担金			施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			施設整備等吉附金収益	施設整備等吉附金収益 設備資金借入金元金償還吉附金収益		
			長期運営資金借入金元金償還吉附金収益			
			固定資産受贈額	〇〇受贈額		
固定資産売却益			固定資産売却益	中高運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益		
			事業区分間繰入金収益			
			拠点区分間繰入金収益			
			事業区分間固定資産移管収益			
			拠点区分間固定資産移管収益			
その他の特別利益			その他の特別利益	徴収不能引当金戻入益 特別収益計(8)		
【特別損失】			<特別増減の部> 【費用】			
固定資産売却損			基本金組入額			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			資産評価損			
			固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		
			国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			
			国庫補助金等特別積立金積立額			
			災害損失			
			事業区分間繰入金費用			
			拠点区分間繰入金費用			
			事業区分間固定資産移管費用			
			拠点区分間固定資産移管費用			
その他の特別損失			その他の特別損失			
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)			特別費用計(9)			
法人税金			特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期純利益(又は当期純損失)			税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
前期繰越利益(又は前期繰越損失)			法人税・住民税及び事業税(12)			
前期繰越損失(又は前期繰越損失)			法人税等調整額(13)			
当期繰越利益(又は当期繰越損失)			当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
			<繰越活動増減差額の部>			
			前期繰越活動増減差額(15)			
			当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
			基本金取崩額(17)			
			その他の積立金取崩額(18)	〇〇積立金取崩額		
			その他の積立金積立額(19)	〇〇積立金積立額		
			次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【旧病院会計準則】			【会計基準】		備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】		
科目区分			科目区分		
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	
<資 産 の 部>			<資 産 の 部>		
流動資産	現金・預金		流動資産	現金預金	
	有価証券			有価証券	
	医薬未収金			事業未収金	会計基準では「事業未収金」へ変更 会計基準では中区分として計上
	未収金	徴収不能引当金		未収金	
	未収収益			未収補助金	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	受取手形			未収収益	
		貸倒引当金		受取手形	会計基準では「徴収不能引当金」へ計上
	貯蔵品			貯蔵品	
	医薬品			医薬品	
	給食用材料			診療・療養費等材料	会計一元化にあたり追加
				給食用材料	
			商品・製品		
			仕掛品	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
			原材料		
			立替金		
前払金			前払金		
前払費用			前払費用		
			1年以内回収予定長期貸付金		
			1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	会計基準では1年基準の導入により科目を新設	
			1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		
短期貸付金			短期貸付金		
			事業区分間貸付金		
			拠点区分間貸付金		
			仮払金	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
その他の流動資産			その他の流動資産		
			徴収不能引当金		
固定資産 (有形固定資産)			固定資産 (基本財産)	土地	
	土地			建物	※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上
	建物			定期預金	
		減価償却累計額		投資有価証券	減価償却累計額は直接法又は間接法で記載
			(その他の固定資産)	土地	
	建物附属設備			建物	
	構築物	減価償却累計額		構築物	
	医療用器械備品	減価償却累計額		機械及び装置	他の会計の基準の内容を踏まえて変更
	その他の器械備品	減価償却累計額		器具及び備品	
	車両船舶	減価償却累計額		車両運搬具	
	放射性同位元素	減価償却累計額			所有している場合は注記に記す
	その他の有形固定資産	減価償却累計額			会計基準では「その他の固定資産」へ計上
	建設仮勘定	減価償却累計額		建設仮勘定	
(無形固定資産)				有形リース資産	
	借地権				会計基準の「権利」に計上
	電話加入権			権利	
				ソフトウェア	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	その他の無形固定資産			無形リース資産	
(その他の資産)				投資有価証券	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	長期貸付金			長期貸付金	
				事業区分間長期貸付金	
				拠点区分間長期貸付金	
				退職給付引当資産	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				長期預り金積立資産	
				〇〇積立預金	
				差入保証金	
				長期前払費用	
	その他の投資			その他の固定資産	会計基準では「その他の固定資産」へ計上
繰延資産	創立費				社会福祉法人の場合は発生しない
	その他の繰延資産				会計基準では「その他の固定資産」へ計上
	資産合計			資産の部合計	

旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧病院会計準則】			【会計基準】		備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】		
科目区分			科目区分		
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	
<負債の部>					
流動負債	短期借入金 買掛金 未払金  支払手形     未払費用 預り金 従業員預り金  前受収益  賞与引当金 修繕引当金 その他の引当金 その他の流動負債		流動負債	短期運営資金借入金  事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金  未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金  その他の流動負債	会計基準では「事業未払金」へ計上 会計基準では「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上   他の会計の基準の内容を踏まえて追加          会計基準では1年基準の導入に伴い追加         他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では廃止。取り崩す
固定負債	長期借入金    退職給与引当金 長期未払金  その他の固定負債		固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金  リース債務  役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債	会計基準では「設備資金借入金」、「長期運営資金借入金」に分けて計上 会計基準ではリース会計の導入に伴い追加   他の会計の基準の内容を踏まえて追加 退職給付会計の導入により変更  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債合計			負債の部合計		
<純資産の部>					
資本金 資本剰余金	国庫等補助金 指定富附金 その他の資本剰余金		基本金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利益剰余金	任意積立金  当期未処分利益		国庫補助金等特別積立金  その他の積立金  次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金	他の会計の基準の内容を踏まえて追加  会計基準の「基本金」へ計上 会計基準の「〇〇積立金」へ計上  他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資本の部合計 負債・資本合計			純資産の部合計 負債及び純資産の部合計		